

件名	亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	-------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律」（平成26年法律第107号）が平成27年1月19日に施行されました。この法律により国家公務員の退職手当が改正されたことから、市の一般職の職員の退職手当においても国に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

退職した職員の退職前5年間の職責に応じて、退職手当の基本額に加算することとされている「調整額」について、調整月額を次のように改めます。

また、勤続期間が24年以下の自己都合退職者以外の退職者であり第5号区分に該当する者について、他の区分と同様に退職手当の基本額に調整額を加算して支給することとします。 < 第9条の4関係 >

区分	現行 (円)	改正後 (円)	(参考) 職員の区分				
			行 (一)	行 (二)	医 (一)	医 (二)	医 (三)
第1号	41,700	54,150	7級		4級		
第2号	33,350	43,350	6級		3級	6級	6級
第3号	25,000	32,500	5級				5級
第4号	20,850	27,100	4級	5級	2級	5級	4級
第5号	16,700	21,700	3級	4級		4級	3級
				3級(120 月以上)		3級	2級(360 月以上)

第6号区分については、改正はありません。

### 3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第8号

### 亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

亀山市職員退職手当支給条例（平成17年亀山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第4号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第5号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の亀山市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。